平成２２年（フ）第１８３５号
大阪府八尾市天王寺屋３丁目10番地　ドゥエル志紀212号
債務者　藤田　和廣
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３０号
横浜市旭区西川島町38番地３　エステート鶴ヶ峰Ｉ105号室
債務者　近藤　征季
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３号
神奈川県座間市新田宿699番地の１　ホンダヴィレッジＡ号
債務者　小野寺喜代子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第８０号
茨城県常総市水海道橋本町3624番地１　コーポカタクラⅡ301号、申立時の住所神奈川県相模原市光が丘２丁目12番２号
債務者　田中　　隆
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第８２号
神奈川県相模原市旭町15番17号　コーポＭＫ102号室
債務者　壽見　玲子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第９０号
神奈川県相模原市麻溝台８丁目25番９―208号
債務者　郡司真奈美
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第９７号
神奈川県相模原市上鶴間１丁目７番45―205号
債務者　矢野　希和
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１００号
神奈川県相模原市城山町城山２丁目４番34号
債務者　鈴木　道臣
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１０８号
神奈川県相模原市星が丘４丁目14番６号　ハイツカマガタ101
債務者　布施　孝吉
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１１２号
神奈川県座間市入谷５丁目2564番地の９　グリーンヒルＤＳＬ103号
債務者　園山　園子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２５号
香川県丸亀市郡家町2690番地１　フレグランスヤガミ202号
債務者　高木佳代子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月10日午前11時
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第８９号
静岡県浜松市北区細江町小野300番地の８小野団地301号
債務者　木下　照代
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１３８号
静岡県浜松市中区鴨江４丁目７番11号　芹澤ビル303
債務者　清家萌こと　キム　ジョンウン
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４号
熊本県人吉市下城本町1397番地
債務者　山口　敏惠（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２２年（フ）第１８号
大阪府大阪市浪速区元町２丁目12番24　第二難波マンション403号、前住所島根県大田市静間町216番地６
債務者　吉田　妙子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月17日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部